



平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会社名 堺 商 事 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 油 江 博 志
(コード番号 9967 東証第 2 部)
問合せ先 総 務 部 長 岡 本 竜 也
電話番号 0 6 - 6 2 7 1 - 9 7 0 0

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 14 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

- 1. 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）**
 - （1）当社グループは、全ての取締役・使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、「企業行動基本方針」及び「行動指針」並びに法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
 - （2）反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」及び「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察等と連携を図り、不測の事態に備える。
 - （3）万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処法が担当取締役を通じて代表取締役、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）**
 - （1）取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書の取り扱いは、当社社内規程に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、関連規程の見直しを行う。
 - （2）取締役会、経営会議等の重要会議の議事録はデータベース化し、取締役、監査役、監査室長が常時閲覧可能な状態とする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）**
 - （1）当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理システムを構築・運用し、かつ継続的改善を通して企業価値の向上を図る。また、リスク管理委員会を設置し、当該システムの適切な運用を維持するとともに、リスク管理に係る重要事項を審議する。
 - （2）当社は、代表取締役社長に直属する部署として、監査室を設置する。

- (3) 監査室は定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の改定を行う。
- (4) 監査室の監査により法令・定款違反及び損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに監査室長及び担当部署に通報される体制を構築する。
- (5) 監査室の活動を円滑にするために、関連する規程（リスク管理規程、与信管理規程、稟議規程、グループ会社管理規程等）の整備を各部署に求め、また、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査室長に報告するよう指導する。

4. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

- (1) 当社グループは、中期経営計画に基づき年度ごとの事業計画を立案し、目標達成のための活動を実施する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか経営会議等を通じて定期的に検証する。
- (2) 各取締役は、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき業務を遂行することとする。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）

- (1) グループ会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- (2) 海外戦略室長は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の代表取締役、取締役会、監査役に報告する。
- (3) 当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査室は親会社及び子会社の監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

- (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人（以下、監査役付スタッフという。）を求められた場合は、これを任命する。
- (2) 前項の補助に関する具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、総務担当取締役その他の関係部署の意見も十分に考慮して決定する。
- (3) 監査役付スタッフの任命・異動については監査役会の同意を必要とする。
- (4) 監査役付スタッフは、監査役の職務を補助するにあたっては監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、各監査役に対して必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとする。

- ① リスク管理委員会等の重要な会議で決められた事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 重大な法令・定款違反
 - ④ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ⑤ 子会社に対する業務監査の状況
 - ⑥ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ⑦ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑧ 内部通報制度の運用状況及び通報内容
 - ⑨ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録
 - ⑩ その他コンプライアンス上重要な事項
- (3) 当社グループの取締役及び使用人が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止する。

8. その他 監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

以 上